

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の 名称	保険料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第76条
基準規定	国民健康保険法施行令第29条の7 地方税法第703条の4第1項～第18項；第703条の5他
処分基準	上記の法令及び条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の 名称	保険料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	高齢者の医療の確保に関する法律第104条
基準規定	山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条～第7条;第9条～第14条 山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則第8条
処分基準	上記の条例及び規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	保険年金課
処分の 名称	弁明の機会の付与
処分権者	市長
根拠規定	国民健康保険法第54条の3第1項
基準規定	国民健康保険法第54条の3第1項 周南市国民健康保険における特別療養費の支給に関する要綱第6条
処分基準	国民健康保険法第54条の3第1項 周南市国民健康保険における特別療養費の支給に関する要綱 第6条 規定は略
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続法第13条